

助産所 2 か所管理許可申請書の記載要領

事 案	管理者が 2 か所の助産所を管理する場合		
根拠法令	医療法第 12 条第 2 項、同法施行規則第 9 条		
提出期限	事 前	様 式	8
提出窓口	(2 か所目の助産所の所在地の) 各区保健福祉センター		
添付書類	(1) 管理者の助産師免許証の写し (原本照合必要) 並びに履歴書 (2) 2 か所管理の理由を裏付ける資料 (3) 地図 (助産所間の主な連絡経路、その距離及び所要時間を記載したもの) (4) 現に管理している助産所開設者の同意書 (現に管理している助産所が非助産師開設で新たに管理する助産所の開設者と異なる場合)		
提出部数	3 部		
手数料	な し		

様式の記載要領及び留意事項	
「開設者」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申請を行う 2 か所目の助産所の開設者を記載する。</li> </ul>
開設者住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開設者の住所とは、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。</li> <li>・個人の場合は、開設者個人の住所地 (住民票のある住所地) を記載する。</li> </ul> </li> </ul>
氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開設者の氏名とは、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合は、法人の名称及び代表者の職名・氏名を記載する。</li> <li>・個人の場合は、開設者個人の氏名を記載する。</li> </ul> </li> </ul>
1. 開設者の住所及び氏名	[助産師開設の場合] <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 助産所開設届出書の開設者の住所・氏名 (変更があった場合には届け出た開設者の住所・氏名) を記載する。</li> <li>■ 電話番号は、開設者の電話番号を記載する。</li> </ul> [非助産師開設の場合] <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 助産所開設許可書の開設者の住所・氏名 (変更があった場合には届け出た開設者の住所・氏名) を記載する。</li> <li>■ 電話番号は、開設者の電話番号を記載する。</li> </ul>
2. 管理者の住所及び氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管理者の住所及び氏名を記載する。</li> <li>■ 管理者助産師個人の住所地 (住民票のある住所地) を記載する。</li> <li>■ 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。</li> <li>■ 電話番号等は、管理者の電話番号を記載する。</li> </ul>
3. 2 か所管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 以下の記載要領①から⑨に従い記載する。</li> </ul>
①助産所の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開設届出書又は開設許可書の名称 (変更があった場合は届け出た名称) を記載する。</li> </ul>
②開設の場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開設届出書又は開設許可書の開設場所 (変更があった場合は届け出た開設場所) を記載する。</li> <li>■ 電話番号等は、開設した助産所の電話番号等を記載する。</li> </ul>
③開設者氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法人の場合は、法人の名称及び代表者の職名・氏名を記載する。</li> <li>■ 個人の場合は、開設者個人の氏名を記載する。</li> </ul>

## 助産所2か所管理許可申請書の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
④入所定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 助産所の入所定員（総数）を記載する。</li> </ul> <p>（留意事項） 入所定員（入所施設）のある助産所の2か所管理は認められない。「⑦2か所管理の理由」を参照すること。</p>
⑤従業員の定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 助産師とその他（助産師以外の従業員）に区分して、それぞれの定員を記載する。</li> </ul>
⑥業務日及び業務時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務日は、該当する曜日、時間の欄に○を記載する。</li> <li>■ 業務時間は、24時間制で記載する。（例）午後5時→17:00と記載する。</li> </ul>
⑦2か所管理の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2か所管理を行う理由及びその必要性等を詳細に記載する。</li> </ul> <p>（留意事項） 止むを得ない事情により、あらかじめ許可を受けた場合には、例外的に、助産所を管理する助産師（管理者）が、他の助産所を管理することができる。（法第12条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 許可の要件           <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）開設者兼管理者が既に助産所を開設管理しているが新たに2か所目の助産所を開設し管理するためというような単なる事実の説明等では許可の対象とならない。</li> <li>（2）許可の対象となる理由とは、2か所管理によらなければ、その地域の医療の確保が困難となるなど、地域医療の観点から必要と認められるような場合である。 （例）近日中に他の場所に助産所を移転するが、保健指導が必要な新生児等があるため、その対処をする間に限って新旧2か所の助産所の兼任管理をする場合</li> </ol> </li> <li>■ 管理する助産所は、2か所とも入所施設のない助産所であること。また、2か所の助産所の業務時間が重複せず、かつ、業務時間のすべてに管理者が常駐できるよう2か所間の移動が時間的に可能なこと。 （入所施設のある助産所は24時間の管理が必要となるため）</li> </ul>
⑧現に管理している助産所と新たに管理する助産所との間の距離及び連絡に要する時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 距離は、直線距離ではなく、移動方法に即した経路をとった場合の距離（徒歩の場合なら実際に歩行する距離）を記載する。</li> <li>■ 所要時間についても、移動方法に即した経路をとった場合に、通常要する（電車の場合なら乗車待ち時間等を含む）所要時間を記載する。</li> <li>■ 方法は、通常の場合に用いる徒歩、自転車、自動車、電車などの移動方法を記載する。</li> </ul> <p>（留意事項） 2か所の助産所間の主な連絡経路、その距離及び所要時間を記載した地図を添付すること。 それぞれの助産所の業務時間のすべてについて、通常の移動方法をとった場合に、管理者が不在となることがないようにすること。</p>

助産所 2 か所管理許可申請書の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
<p>⑨管理する期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 明確に期間が決められない場合でも、おおよその期間を見積もり、必ず記載すること。</li> </ul> <p>(留意事項)</p> <p>許可を受けた後に、2か所管理を要する期間が、許可期限を越える見込みとなった場合には、再度、許可申請を行うこと。</p>

添付書類の留意事項	
<p>管理者の助産師免許証の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 窓口において申請書に添付する免許証の写しの原本照合を行うため、<u>届出時には助産師免許証の原本もあわせて持参すること。</u></li> <li>■ 氏名・本籍地変更により免許証の記載事項の書換えがなされ、裏面にも記載のある場合は裏面も必要。</li> </ul>
<p>管理者の履歴書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本籍地、氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴（就職・退職の旨を明記する）を記載すること。</li> </ul>
<p>2か所管理の理由を裏付ける資料</p>	<p>(資料例)</p> <p>継続して指導等が必要な新生児等があることによる場合、その具体的な内容、指導等が必要な新生児等の数及びその指導等にかかる期限を明記した本人の申立書を添付すること。</p>
<p>地図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2か所の助産所間の主な連絡経路、その距離及び所要時間を記載したもの。</li> </ul>
<p>同意書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現に管理している助産所が非助産師開設で新たに管理する助産所の開設者と異なる場合には、現に管理している助産所開設者の同意書を添付する。</li> <li>■ 同意書には、管理に同意する旨と、現に管理している助産所と新たに管理する助産所の業務時間が記載されていること。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申請は2か所目の助産所の開設者から提出すること。</li> <li>■ 管理する助産所は2か所とも入所施設のない助産所であること。</li> <li>■ 2か所の助産所の業務時間が重複せず、かつ、業務時間のすべてに管理者が常駐できるよう2か所間の移動が時間的に可能なこと。</li> <li>■ 設置期間が過ぎた場合若しくは申請事由が消滅した場合、許可は失効する。</li> </ul>